

27 代行人規則改正の儀上申

〔明治十三年四月〕

司法卿 大木喬任

太政大臣 三條實美殿

伺ノ趣間届候事

但成案附箋ノ通

明治十三年四月廿三日

(注記1)(注記2)
司法省 第五七〇七号
庶務課

(車田口)

(井手)(注記3)

代行人規則改正并詞訟代人制限ノ義ニ付上申

(注記5)(注記4)

明治九年当省甲第一号ヲ以テ代行人規則ヲ布達シ爾来数々其節

目ヲ修補スト雖氏規則上未タ不備欠漏ノ廉之アリ殊ニ是迄嚴密

ナル取締ノ方法無之ニ由リ代行人タル者其本分ノ主義ニ悖リ私

利之レ図ル者往々之アリ故ニ今般代行人規則ヲ改正シ更ニ取締

ノ方法ヲ設ケ各裁判所ノ檢事ヲシテ其管下代行人ヲ監督セシメ

又相互ニ名譽ヲ保存シ品行ヲ淬励セシムル為メ各管轄毎ニ代言

組合ヲ設ケ之方議會ヲ立テ以テ其取締ヲ嚴ニセハ其風習漸次改

良ニ赴カシムルニ足ル可シ曩者該規則創定ノ節代行人ノ設ケ各

地方ニ相備ル迄實際上差支ヲ生スヘキヲ慮リ詞訟上相当代人ヲ

用ユルヲ許セシ処近来狡猾ノ徒名ヲ代人ニ籍リ代行人ニ紛シキ

所業ヲ為ス者之アル由ニ付今般代行人規則改正ト共ニ相当代人

ノ方法ヲ改正シ更ニ一項ヲ増加シ若シ代人タル者代言營業ニ均

キ事ヲ為シ其他不相当ト認ムル事アル時ハ裁判官直チニ其代人

タルヲ停止スル事ニ相定メ候片ハ以テ其惡弊ヲ矯正スルニ庶幾

カラン歟依テ改正代行人規則并ニ詞訟代人制限ノ義別紙ノ通り

当省ヨリ布達致シ度此段相伺候条至急御裁下ヲ仰候也

明治十二年十二月十九日

布達案

明治九年当省甲第一号代行人規則左ノ通改正候条此旨布達候事

但該規則ニ抵触スル従前ノ布達ハ總テ廢止タル可シ

代行人規則

(抹消) 第一款 総則

(加筆) 第一条 代行人ハ法令ニ於テ代言ヲ許サレタル詞訟ニ付テ原

(加筆) (告又ハ) 被告ノ委任ヲ受ケ其代言ヲ為ス者トス

(抹消) (加筆) 第二条 代言ノ業ヲ為サント欲スル者ハ第四款ニ掲ケル

(抹消) (加筆) 所ノ手續ニ依リ定式ノ試験ヲ經テ司法卿ノ免許ヲ受クヘシ

(抹消) (加筆) 第三条 免許ヲ受ケシ代行人ハ大審院及ヒ諸裁判所ニ於

テ代言ヲ為スヲ得

(抹消) (加筆) 第三(三)(四)条 代行人ノ免許ヲ得ル能ハサル者左ノ如シ

(抹消) (加筆) 一 (丁)年ニ至ラサル者(未丁年ノ)者

二 身代限りノ処分ヲ受ケ未タ弁償ノ義務ヲ終ヘサル者

三 盜罪詐偽罪ニ付刑ヲ受ケタル者

四 国事犯ヲ除クノ外懲役并ニ禁獄一年以上ノ刑ヲ受ケタル

者

五 官吏准官吏及ヒ公私ノ雇人

第〔四〕〔五〕条 免許ヲ受ケシ者ハ必ス第二款ニ掲クル所ノ代
(抹消)言人ノ組合ニ入りテ其規則ヲ守ル可シ(但)〔若〕シ一時他管ニ出

テ代言ヲ為ス(者)〔下キ〕ハ其地組合ノ規則ヲ遵守ス可シ

第〔五〕〔六〕条 代言人〔左〕ノ場合ニ於テハ其業ヲ〔新〕ニ免許ヲ
(抹消)受ケシ時及ヒ他ノ地ニ転住セント欲スル時ハ〕為ス所ノ裁判

所及ヒ検事(検事ナキ地ハ検事ノ職務ヲ)并ニ議會長ニ其旨ヲ届ケ廢
(抹消)業ノ時ハ免許状ヲ検事ニ返納ス可シ

〔一〕 新ニ免許ヲ受ケシ時〕

〔二〕 他ノ地ニ転住セント欲スル時〕

第〔六〕〔七〕条 代言免許ハ滿一年(月ヲ以テ算フ)ヲ以テ限トシ免許料ハ

金拾円トス其業ヲ繼續セント欲スル者ハ毎年免許料ヲ納ム可
(抹消)シ既ニ納メタル免許料ハ廢業停業除名ノ時ト雖モ之ヲ還附セ

ス

第〔七〕〔八〕条 新規出願ノ者ハ免許状ヲ受ル時免許料ヲ直ニ檢
(抹消)事ニ納ム可シ

引続出願ノ者ハ必ス免許期限ノ尽ル前願書ニ免許料ヲ添へ檢

事ニ差出ス可シ但右手續ヲ為シタル日ハ期限後ニ係リ未タ免
(抹消)状ノ下付有ラサルモ其仮代言ヲ為スヲ得可シ

第〔八〕〔九〕条 免許料ヲ納メサルヲ以テ免許ヲ得ス又ハ期限前

ニ於テ引続願ヲ為サシテ免許ノ効ヲ失シ者再ヒ代言ヲ為サ
(抹消)ント欲スル時ハ新規出願ノ手續ニ循フ可シ

第〔九〕〔十〕条 免許状ヲ紛失シ又ハ氏名ヲ改メシ者ハ更ニ免許
(抹消)状下付ノ願ヲ検事ニ出スヘシ但願書ノ副本ニ檢事ノ検印ヲ受

ケ置キ引替免〔許〕状下付迄ハ之ヲ以テ免許代言人タルノ証ト
(加筆)為ス可シ

第〔十〕〔十一〕条 代言ヲ為スニハ必ス詞訟本人ノ委任状ヲ受ク
(抹消)可シ

第〔十二〕〔十三〕条 代言人ノ懲罰ハ第三款ニ依テ処分ス可シ

第〔十二〕〔十三〕条 代言人ノ所業ニ因リ生シタル詞訟本人并ニ
(抹消)相手方關係人ノ損害ハ其代言人ニ〔於〕テ之ヲ償フ可シ

第二款 議會

第〔十三〕〔十四〕条 代言人ハ各地方裁判所本支庁所轄毎二一ノ
(抹消)組合ヲ立テ議會ヲ設ケ左ノ目的ヲ以テ規則ヲ定メ契約ヲ固ク

スヘシ

一 〔互〕ニ風儀ヲ矯正スル〕〔但〕組合ハ各裁判区ノ広狭遠近

ニ依リ検事ノ見計ヲ以テ之ヲ分合スルコトアルベシ〕

二 名譽ヲ保存スル

三 法律ヲ研究スル

四 誠実ヲ以テ本人ノ依頼ニ応スル

五 強テ本人ノ權利ヲ捏造セサル

六 妄リニ言詞ヲ変改セサル

七 故ナク時日ヲ遷延セサル

八 相当謝金ノ額ヲ定ムル

但該規則ハ必ス検事ノ照閲ヲ經〔ル〕ヘシ其改正増補〔スル〕
(抹消)件〕モ亦〔之〕ニ同シ

第十四条 議會ノ組合ハ検事ニ於テ各裁判区ノ広狭遠近ヲ見
(抹消)計ヒ之ヲ分ツアルヘシ

第十五条 組合毎ニ会長一名副会長一名又ハ二名^(加筆)毎年第一

次会ニ於テ投票ノ多数ヲ以テ定ム可シ若シ投票ノ数相均シキ時ハ先キニ免許ヲ得タル者ヲ以テシ其時日相同シキ時ハ年長者ヲ以テ之ニ充ツ可シ

第十六条 会長ハ議會ノ管理ヲ為シ副会長ハ会長ヲ補助シ会長差支アル時ハ之カ代理ヲ為スヘシ其任期ハ各滿一年トス但^(抹消)每期投票多数ヲ得ル者ト雖モ其職務ヲ継続スルハ三期ヲ以テ限リトス

第十七条 第二十二條ニ記載シタル条件ヲ犯ス者アル時ハ各代
言人ハ之ヲ会長ニ報告シ会長ハ之ヲ検事ニ告發スヘシ

若シ會長告發ヲ遷延シ又ハ其所犯會長ニ係ルキハ各代
言人ヨリ直チニ検事ニ告發スヘシ

第十八條 議會ヲ開クハ毎年二次ヲ以テ定例トシ其日數一次十
五日ヲ過クルヲ得ス若シ已ムヲ得サル場合ニ於テ^(抹消)議會ノ期
ヲ延ハシ^(加筆)〔期日ヲ延サントスルカ〕又ハ臨時會ヲ開カントス
ル時ハ必ス検事ノ^(抹消)〔許〕^(加筆)可ヲ受ク可シ但其會費ハ各代
言人ニ於テ之ヲ担当スル者トス

第十九條 會長ハ組合総員ノ名簿ヲ作り其本貫族籍住所年齢及
代言免許ノ年月日ヲ記シ転住廢業懲罰ノ事アル毎ニ其旨ヲ記
ス可シ

第二十条 議會中^(抹消)〔ト雖モ〕詞訟事件ニ付參會スルヲ得サル場合
ニ於テハ其旨ヲ會長ニ届出ツ可シ

第二十一條 會長及ヒ副會長^(加筆)〔ト雖モ〕代言ノ職業ニ付テハ一般
ノ代
言人ト異ナルナシ

第三款 懲罰

第二十二條 代
言人左ノ条件ヲ犯スキハ^(加筆)〔輕重ヲ量リ第二十三
條及ヒ〕第二十四條ニ依テ懲罰ス可シ

一 訟廷ニ於テ現行ノ法律ヲ誹議スル者

二 訟廷ニ於テ官吏ニ對シ不敬ノ所業ヲ為ス者

三 訟廷ニ於テ相手方ヲ凌辱罵詈シタル者

四 詞訟ヲ教唆シタル者

五 証拠ト為ル可キ者ヲ捏造シタル者

六 他人ノ詞訟ヲ買取り自己ノ利ヲ圖ル者

七 強テ謝金ヲ前収シ又ハ過當ノ謝金ヲ貸リタル者

八 故サラニ時日ヲ遷延シ詞訟本人并ニ相手方關係人ノ妨害
ヲ為シタル者

〔九〕^(加筆) 議會組合ノ外私ニ杜ヲ結ヒ号ヲ設ケ營業ヲ為シタル者

〔十〕^(抹消) 議會ニ於テ定メタル取締規則ヲ犯シタル者

第二十三條 ^(抹消)〔代
言人ノ罰目〕^(加筆)〔懲戒ノ目次〕左ノ如シ

一 譴責

二 停業

三 除名

第二十四條 ^(抹消)〔所犯
律例〕^(加筆)〔法律〕ニ該ル者ハ^(加筆)〔律例〕^(加筆)ニ依テ
処斷シ仍ホ第二十三條ノ罰目ヲ併科スルコトアル可シ

第二十五條 譴責ハ止テ呵責シテ業ヲ停メス停業ハ一月以上一
年以下其業ヲ停メ除名ハ代
言人名簿ノ名ヲ除キ三年ヲ經ルノ

後ニ非サレハ^(加筆)〔復
夕〕代
言人タルヲ得ス^(抹消)〔但〕^(加筆)〔若〕シ其所犯ノ情
狀重キ者ハ^(抹消)〔再
ヒ〕^(加筆)〔終身〕之ヲ許サス

〔抹消〕 委任状

自分ヨリ何誰へ掛ル何々ノ詞訟ヲ免許代理人何誰ニ委任シ初告
何誰ヨリ自分へ掛ル何々ノ詞訟ヲ免許代理人何誰ニ委任シ初告
控訴又
ハ上告代言一切為致候事

年号月日

本人住所 氏名 印

代言人住所 氏名 印

布達案

明治九年甲第一号但書同甲第四号ヲ以テ詞訟代人ノ義相達シ置
候処今般代言人規則改正ニ付右代人ノ儀左ノ通り可相心得此旨
布達候事

〔第1〕 詞訟ニ付原被告又ハ引合人等疾病事故アリ出頭シ難キ

〔人〕時 免許代言人之レナキ歟又ハ已ムヲ得サルノ事情アリ

テ〔代言人〕ニ代言ヲ委託シ難キ〔時〕ハ其至親〔父子兄弟叔姪〕

以上雇ヒ続キノ雇人ヲ以テ代弁セシムルヲ得ヘシ若シ親屬

雇人ナキ時ハ相当ノ代人ヲ用ユルヲ許ス〔場合〕ニ於テハ戸

長又ハ区長ノ公証ヲ以テ親屬又ハ相当ノ者ヲ〔以テ〕代人ト為

スヲ得然レモ

〔但〕シ代人ニ与フル委任状ハ代言人規則第二十九条ノ書式

ニ倣フ可シ

〔第2〕 〔詞訟〕〔其〕代人タル者ハ一事件ヲ限り受任ス可シ若シ

二件以上ヲ受任シ〔代言〕營業ニ紛ハシキ事ヲ為シ又ハ詞訟ヲ

教唆シ私利ヲ営ム等ノ事アルトキ裁判官ニ於テ〔認ムル時〕ハ

〔直ニ其〕代人〔タル〕ヲ停止ス可シ

〔注記9〕

〔注記7〕 司法省 第九五二二号

〔谷森〕

〔田中〕〔注記8〕

客年十二月中上申代言人規則改正案第二十二条中第八項ノ次へ
左ノ一項増加致度候間此段及追申候也

明治十三年二月廿五日

司法卿 大木喬任

三條太政大臣殿

議會組合ノ外私ニ社ヲ結ビ号ヲ〔立テ〕〔設ケ〕營業〔セサル〕

〔七為〕シタル者

〔注記10〕

〔注記12〕

〔注記11〕 司法省 第九五三三号

〔谷森〕

〔田中〕

客年十二月中上申代言人規則改正案ニ添へ候詞訟代人制限布達
案之儀一ト先御下戻之儀過ル十七日附ヲ以テ上申相成候ニ付別

冊御返却有之候処右ハ再議ノ廉今般追申相成候間別冊最前之上

申書ハ其假差出候ニ付可然御取計有之度候也

明治十三年二月廿五日

渡邊司法大書記官

太政官

書記官御中

〔注記14〕

一司法省伺代言人規則改正并詞訟代人制限之事

右謹テ奏ス

明治十三年四月廿二日

太政大臣三條實美 印

左大臣 熾仁親王 印

〔谷森〕〔周布〕〔注記13〕

閣

右大臣 岩倉具視 印

参議 大隈重信 印

参議 大木喬任 印

参議 寺島宗則 印

参議 山縣有朋 印

参議 伊藤博文 印

参議 黒田清隆 印

参議 西郷従道 印

参議 川村純義 印

参議 井上馨 印

参議 山田顯義 印

也

御指令案

伺ノ趣聞届候事

但成案附箋ノ通

明治十三年四月二十三日

印

参照

明治九年司法省甲第一号布達

代言人規則

第一条

凡ソ代言人タラントスル者ハ先ツ専ラ代言ヲ行ハント欲スル
裁判所ヲ示シタル願書ヲ記シ所管地方官ノ検査ヲ乞フヘシ地
方官之ヲ検査スルノ後状ヲ具シテ司法省ニ出ス然ル後其許ス
ヘキ者ハ司法卿之レニ免許状ヲ下付ス

第二条

代言人^(加筆)〔ヲ〕検査スルハ左ノ件々ニ照スヘシ

一 布告布達沿革ノ概略ニ通スル者

二 刑律ノ概略ニ通スル者

三 現今裁判上手續ノ概略ニ通スル者

四 本人品行並ニ履歴如何

第三条

免許ヲ与フヘカラサル者左ノ如シ

一 懲役一年以上実決ノ刑ニ処セラレシ者

二 身代限ノ処分ヲ受ケシ者

明治十三年四月二日

大臣 花押^(三條) 花押^(有栖川) 花押^(岩倉) 印

内閣書記官 印^(中村) 印^(作間) 印^(金井)

司法省上申代言人規則改正并詞訟代人制限之事法制部

勘査進呈ス依テ回議ニ供ス

参議

印^(大隈)

印^(寺島)

印^(伊藤)

印^(西郷)

印^(山田)

花押^(黒田カ) 花押^(井上) 印

印^(山原)

印^(川村)

花押^(天木カ) 花押

明治十三年四月二日

法制部 印^(周布) 印^(注記17)

別紙司法省上申代言人規則改正并詞訟代人制限ノ義看詳候処事

実尤ニ付成案附箋ノ通御聽許相成可然哉御指令案取調仰高裁候

三其地方内ニ定マリタル住居アラサル者
四官職アル者

但准官吏タル者モ亦同シ

五諸官員華士族及ヒ商家其他一般ノ雇人タル者

但雇主承諾ノ証書アル者ハ此限ニアラス

第四条

既ニ免許状ヲ与フレハ之ヲ司法省並各裁判所ノ代言人名表ニ
登載ス

但免許状ヲ得タル者ハ必ス該地方裁判所所在ノ区内ニ住居

スヘシ尤既ニ該裁判所ニ免許ヲ得レハ其管下支庁ハ遠近ニ

拘ハラス代言ヲ為スヲ得ヘシ(九年甲第十四号
ヲ以テ但書改正)

第五条

免許状ヲ得タル者ハ免許料トシテ金拾円ヲ司法省ニ納メシム

但免許ハ一年ヲ以テ限リトス若シ引続其職務ヲ行ハント欲

スル者ハ満期ノ節更ニ免許ヲ受クヘシ

第六条

代言人代言ヲ為スハ必スシモ同管轄ノ者ニ限ラス都テ双方ノ
協議ニ任スヘシ

但免許セラレタル該裁判所ノ外ハ代言ヲ為スヲ得スト雖モ

其或ハ控訴等ニテ従前手續ヲ以テ他ノ裁判所ヨリ上等裁判

所ニ出ルカ如キハ此限ニアラス

第七条

代言人ヨリ訴訟本人ニ対シ不正不実ノ証アル時ハ本人ヨリ何
時ニテモ裁判所ヘ其由ヲ届ケタル上ニテ代言ヲ辞シ更ニ他ノ

代言人ヲシテ代言セシムルヲ得ヘシ

第八条

代言人ハ訟庭ニ於テ其訴答往復書中ノ趣意ヲ弁明シ裁判官ノ

問ニ答フル者トス若シ其弁論端緒ヲ失シ詞訟ノ本旨ヲ紊乱シ

裁判ノ妨碍トナル時ハ裁判官之ヲ制止スルヲ得シ

第九条(九年甲第九号ヲ 以テ本条删除)

第十条

裁判官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ訟庭上原被双方互ニ弁論スル
ヲ得ス

第十一条

告達諸規則ノ一ニ付裁判官ニ向テ旨趣ヲ陳述スルヲ得ヘシト
雖モ其是非及ヒ立法ノ原旨ヲ論議スルヲ得ス

第十二条

代言人疾病事故アリテ本日出席スル能ハサレハ必ス裁判所ヘ
其旨ヲ届出ヘシ若シ代言人故ナク出頭セスシテ聴訟延期スル

時ハ訟訴本人ノ為メ並ニ相手方ノ為ニ延期ヨリ生シタル費用

ヲ償ハシムヘシ

第十三条

代言人ノ謝金ハ代言人其訴訟本人トノ協議ヲ以テ其高ヲ預定
スル者トス

第十四条

一訟庭ニ於テ国法ヲ誹議シ及ヒ官吏ヲ侵凌スル者

二訟庭ニ於テ臆察詐偽ノ弁ヲ為ス者

三相手方ヲ悪言凌罵シ其面目名譽ヲ汚ス者

四謝金ヲ前収シ又ハ過当ノ謝金ヲ貸ル者

五他人ノ貸借取引等ノ詞訟ヲ買取り自己ノ利ヲ図ル者

六詞訟ヲ教唆スル者

七故ラニ時日ヲ遷延シテ訴訟本人ノ妨害ヲ為ス者

右ノ如キ者ハ其輕重ヲ量リ裁判官直チニ之ヲ罰スルヲ得其罰

目左ノ如シ

一 謹責

二 停業 一年以上
一年以下

三 除名 三年ヲ經シ後ニ非サレハ
復代理人タルヲ許サス

但其罪重キ者ハ律ニ依テ処断シ本条罰目ト併セ科スル

ヲ妨ケス尤第三条第一項ニ触ル、者ハ更ニ代理人タルヲ

許サス

第十五条

此規則ニ掲クル所ノ者ハ他ノ法律成規ニ相触ル、トナシ

第十六条 (九年甲第十号ヲ
以テ本条追加)

外国人原告ノ時ニ限り被告ニ於テ外国人ヲ代言トシテ答弁ヲ

為サシムルハ苦シカラス

第十七条 (十一年甲第一号
ヲ以テ本条増補)

代言人検査ノ儀ハ第一条ノ外時宜ニ依リ当省ニ於テ直ニ之ヲ

検査スル事アルヘシ

参照

九年司法省甲第一号布達但書

但四月一日以後代言人無之且本人疾病事故等ニテ不得已場合

ニ於テハ其至親父子兄弟又ハ叔姪ノ内之二代ルヲ得ヘク若シ至親無之者ハ区戸長ノ証書ヲ以テ相当ノ代人ヲ出ス亦不苦

九年司法省甲第四号布達

本年当省甲第一号布達中ノ儀ニ付左ノ通可相心得候条此旨更

ニ布達候事

布達但書ニ代人ノ儀掲載候処尚ホ一般人民ノ雇人十ヶ月以上

不断雇置候者ニ限り至親同様代人トナスヲ得ヘシ総テ代人並

代言人ヲ出ス場合ニハ委任状ヲ渡シ又ハ訴状ニ奥書可致儀ト

心得シ

規則第六条控訴代言ノ儀但書ニ掲載候処其初告ノ代言ヲ為シ

タル事件ニ付大審院へ上告ノ代言ヲ為ス者モ同断ト必得ヘシ

(注記1)

〔第一課〕

(注記2)

〔法制局第三二六五号ノ十二月二十日ノ法制局受付印(本野)〕

(注記3)

〔日置〕

(注記4)

〔法制〕

(注記5)

〔批文〕

(注記6)

〔一〕(簿冊内件名番号)「甲五七二」

(注記 7)

「法制局第十^(井上)三六五号/属二月廿七日/法制局受付印/㊦

(注記 8)

㊦^(門谷)

(注記 9)

「法制」

(注記 10)

「^(十二)司甲五七一属」

(注記 11)

「法制局第十^(門谷)三六五号/属/㊦

(注記 12)

「法制」

(注記 13)

㊦^(門谷)

(注記 14)

「掲」

(注記 15)

「司百三十九号」

(注記 16)

「法制部第六号」

(注記 17)

㊦^(谷森)

〔明治十二年四月
公文録 司法省之部
2A, 10, ㊦2682
一〕